

# 絶滅危惧種保全カルテ(案)記入例

<b>魚類A</b>
学名:
分類: ○○目 ××科
RL備考:

## 環境省レッドリストカテゴリー

第4次RL: 絶滅危惧 I A類 (CR)
第3次RL: 絶滅危惧 I A類 (CR)
第2次RL: 地域個体群 (LP)
第1次RL: 危急種 (V)

## <判定基準>

出現範囲が100km<sup>2</sup>未満もしくは生息地面積が1㎡未満であると推定されるほか、  
 1. 生息地が過度に分断されているか、ただ1カ所の地点に限定されている。  
 2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。

## ■生息環境区分

大区分	①奥山自然地域				②里地里山・田園地域				③都市地域		④河川・湿地地域				⑤沿岸域		⑥海洋域		⑦島嶼地域								
中区分	高山帯	森林	草地	湿地	水田	水環境	耕作地	森林	草地	市街地	緑地	水環境	流水域	止水域	湧水	河川敷	河口	沿岸	海洋	小島	森林	草地	湿地	河川	沿岸	洞窟	
小区分	高山	森林	草地	湿地・灌原	水田	農家用水路	畑地	森林	草地	市街地	市街緑地	水田	河川中下流域	河川中下流域	湖沼・ワンド	湖沼・ワンド	河川敷	河口	干潟	砂浜・砂泥地	小島・岩礁	森林	草地	湿地	中・大川	沿岸	洞窟
生息					○							○	○	○													

**<生息環境概要>**  
 年間の水量・水温が一定した湧水地や、その周辺の川の緩やかな河川に生息し、水草の生い茂ったところを、清潔な湧水のあることは生息環境の必須条件で、温20℃を超える場所では生息できない。

**<生物学的特徴>**  
 全長5-7cm程度。食性は肉食性で、小型の甲殻類や生昆虫などを捕食する。  
 繁殖期は3-5月が中心。婚姻色が出たオスは縄張りを持ちトンネル状の巣を作り、メスを誘って産卵をおこなう。メスは産卵後も巣に残って卵を保護する。寿命は1-2年。

## ■都道府県別分布状況・レッドリストカテゴリー、生息状況、保全状況

都道府県	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46		
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県	沖縄県			
分布																					○			×	○																								
RL																						○E			EX	○E																							
種指																						○			○																								
地指																						○			○																								
取組																						○			○																								

**<生息状況(分布動向、生息地数、出現範囲、生息地面積、推定個体数等の推移)>**  
 ・分布面積: 20km<sup>2</sup>以下。  
 ・分布範囲: 三重県内では絶滅。現在、生息が確認されているのは滋賀県産個体群と岐阜県産個体群の2個体群のみ。  
 ・生息地数: 岐阜県十数箇所、滋賀県7箇所  
 ・備考: 滋賀県内では、近縁種との交雑による遺伝子浸透が起きていることが判明。

**<減少要因>**  
 ○河川開発  
 ・農業用水の利用増加に伴う湧水の枯渇化  
 ・コンクリート護岸化などの河川改修  
 ○その他  
 ・近似種の移入による遺伝子交雑の進行(滋賀県)

## ■各地域における保全取組状況の概要

対象地域	岐阜県	滋賀県
捕獲規制	①	②
保護区設定	①	②
生息環境改善	③・④・⑤・⑥	
生息域外保全	④・⑥	⑧
遺伝子交雑対策		⑦
普及啓発	③・④・⑤・⑥	⑦・⑧
外来種対策	④・⑥	
生息状況調査・研究	⑤	⑦・⑧
密漁監視	⑤	

## ■対策の効果及び保全上の課題

対象地域	対策の効果	保全上の課題
岐阜県	・保護区指定により生息地が保全。 ・清掃や植物の植え付け、外来種の駆除により生息環境が改善。 ・普及啓発により一般の知識・理解が向上。 ・池の造成等により生息域が拡大。 ・条例による指定や密漁監視により捕獲圧が低下。	
滋賀県	・保護区指定により生息地が保全。 ・普及啓発により一般の知識・理解が向上。 ・生息域外個体群の安定的な維持・増殖が推進。 ・条例による指定により捕獲圧が低下。 ・他種との交雑個体に関する対策が進展。	

## ■保全取組状況の詳細

No. ①	団体名: 岐阜県	No. ②	団体名: 滋賀県	No. ③	団体名: 民間団体A
<b>対象地域: 岐阜県内</b> 内容: ◆条例により希少野生生物として指定。 ◆指定希少野生生物保護区を設定(岐阜県内5箇所) ◆生息地1箇所、繁殖地1箇所を天然記念物に指定。		<b>対象地域: 滋賀県</b> 内容: ◆条例により希少野生動物種として指定。 ◆生息地保護区を設定(滋賀県内1箇所)		<b>対象地域: 岐阜県</b> 内容: ◆保護活動、協働清掃や観察会を実施。 ◆学校、PTA、町内会、各種団体、企業へ向けた、環境出前講座、研修会の受け入れ。 ◆地域イベント、市民会議への参加と提言。	
<b>No. ④</b> 団体名: 民間団体B <b>対象地域: 岐阜県</b> 内容: ◆池を造成し、移植保護されていた個体を放流。他団体と種の交換を行いながら、生息域と種の保全。 ◆月2回の水路・池の清掃、水生植物の植え付け。 ◆子ども会での座談会や、地域での交流会、見学会を行って、パンフレットの作成と配布による普及啓発を実施。 ◆水路周辺の清掃時に、ザリガニの駆除を実施。		<b>No. ⑤</b> 団体名: 民間団体C <b>対象地域: 岐阜県</b> 内容: ◆生息調査。 ◆G型魚巣ブロックの砂入れ、カワウの防鳥網の設置、池や河川の清掃、ヘドロ除去など、生息地整備と清掃。 ◆地下水の水量、密漁などを日常的に監視。 ◆町内小、中学校の総合学習や視察者への普及教育活動。		<b>No. ⑥</b> 団体名: 民間団体D <b>対象地域: 岐阜県</b> 内容: ◆行政、各地自治会、学校PTA 協力のもとでの湧水池の復元 ◆環境誌、記念誌の発行、DVD 製作、パンフレット作成・配などの広報活動。 ◆表彰やシンポジウム実施のサポート。 ◆小学校での水櫃保全を推進し、各地の種が絶えないよう連携 ◆ザリガニ釣りなどの外来種対策を実施。	
<b>No. ⑦</b> 団体名: 民間団体E <b>対象地域: 滋賀県</b> 内容: ◆滋賀県内の現状把握と保全対策の方針を提示。 ◆他種との交雑個体群の除去及び移植再導入に関する検討 ◆地域住民、滋賀県等への保全に関する協力要請及び調整 ◆研究報告会を開催。		<b>No. ⑧</b> 団体名: 博物館 <b>対象地域: 滋賀県</b> 内容: ◆滋賀県内の現状把握と保全対策の方針を提示。 ◆生息域外個体群の維持・増殖、研究。 ◆生息域外個体群の分散飼育体制の構築。 ◆県内の小中学校、水産試験場等での生息域外保全ネットワークを構築。 ◆各学校や地元、博物館にて普及啓発活動を実施。			

## <備考>

---

]

10k  
斤  
危

能  
好  
水  
  
水  
作  
才  
。

47  
冲  
繩  
果

]

]

]

」